

## 13.交通の割引・助成

市バス特別乗車証	対象	福祉タクシー利用券または他の市バス特別乗車証の交付を受けていない人。	
	内容	身体障害者手帳1～4級	特別(無料)乗車証を交付します。
		療育手帳A, B1判定	
		精神障害者保健福祉手帳1, 2級	
窓口	地域・高年福祉課 Tel 784-8099 Fax 784-8036		

市バス助成	内容	身体障害者手帳 第1種	手帳提示により
		療育手帳 A判定	本人・介護人とも半額
	内容	身体障害者手帳 第2種	手帳提示により本人のみ半額
		療育手帳 B1・B2判定	
		精神障害者保健福祉手帳1～3級	
* 定期券購入の際は、障害種別・等級に関わらず、手帳提示により3割引			

バス運賃割引 (阪急・阪神バス等)	内容	第1種障害者	本人・介護者とも5割引。定期券は3割引。
		第2種障害者	本人のみ5割引。定期券は3割引。
	※利用の際は、運賃支払の時に手帳を提示してください。 ※詳しくは、各バス会社にお問い合わせください。		

福祉タクシー 基本料金助成	助成額	月4枚(年間48枚)の手帳等による割引後の基本料金相当額の利用券を交付します。	
	対象	・身体障害者1,2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・介護保険の要介護認定4又は5の認定を受けた65歳以上の在宅寝たきり高齢者等で、車椅子又はストレッチャーによる移動を必要とする人。 ※市バス特別(無料)乗車証の交付を受けていない人。	
	窓口	地域・高年福祉課 Tel 784-8099 Fax 784-8036	

タクシー運賃割引	対象内容	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人が、単独または介護人と乗車区間を同一にし、かつ身体障害者手帳、療育手帳を提示した場合、メーター表示額の1割引が適用されます。 *ただし、一部のタクシー会社においては、精神障害者保健福祉手帳の公布を受けている人に対しても適用される場合があります。詳しくは、タクシー会社にお問い合わせください。
	利用方法	タクシー運賃支払時に運転手に手帳を提示してください。

航空機運賃割引	対象内容	満12歳以上の障害者手帳所持者とその介護者1名が割引になります。
		各航空会社で搭乗券購入時に手帳提示ください。ただし、運賃割引額は各航空運送事業者または路線によって異なることがあります。

汽船運賃の割引	対象	船会社によって割引率が異なります。詳しくは、各船会社にお問い合わせください。
---------	----	--

JR等旅客運賃の割引	乗車券を購入する際に、みどりの窓口または駅員に手帳を提示してください。			
	第1種 障害者	単独で利用する場合 (100kmを超えて利用する場合に限る。)	普通乗車券	5割引
		介護者とともに利用する場合 (距離の制限無し)	普通乗車券 定期券・回数 券・急行券	本人、 介護者ともに 5割引
	第2種 障害者	単独で利用する場合 (100kmを超えて利用する場合に限る。)	普通乗車券	5割引
介護者とともに利用する場合 (距離の制限無し、12歳未満の障がい児が 定期券によって利用する場合に限る)		定期券	介護者に対し てのみ5割引	
※交通機関の割引・助成については、交通会社で異なる場合がありますので、それぞれの会社にお問い合わせください。				

有料道路通行料金 割引	対象	本人運転の場合…身体障害者手帳の交付を受けている人 介護者運転の場合…身体障害者手帳の第1種障害者、療育手帳の交付を受けている人のうち <u>重度の障がい者の人(第1種障害者)</u> ※ どちらも営利目的の車では使用できません。自家用車に限ります。
	割引率	通行料金が5割引になります。 ①手帳、②車検証、③運転免許証(障がい者本人運転の場合)を持って、下記の窓口に申し込み、手帳に証明印を受けてください。 なお、ETCを利用される場合は、④ETCカード(原則、障がい者本人名義のもの)、⑤ETC車載器セットアップ申込書等ETC車載器の管理番号がわかるものも窓口に持参してください。
	窓口	障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課)

<b>駐車禁止除外指定車標章交付</b>	<b>内容</b>	障がい者が現に使用中の車両に乗車して駐車する場合、障がい者本人に対して県公安委員会が指定する駐車禁止区域に必要な最小限の駐車を認め、生活の利便を図るため駐車禁止除外指定車標章を交付します。		
	<b>対象</b>	障 害 区 分		
		視覚障害・下肢障害・移動機能障害	手帳等級	1～4級
		体幹機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、聴覚障害、肝臓障害		1～3級
		心臓機能・呼吸機能・腎臓機能・小腸機能・免疫機能の障害		1～4級
		上肢機能障害		1級、2級の一部
		療育手帳所持者でA判定の方を介助する保護者		A
精神障害者			1級	
<b>必要書類</b>	障害者手帳のコピー（手帳原本も必要）、住民票（障がい者本人のもので、マイナンバー省略のもの）、印鑑、（代理申請の場合は任意の様式で押印付きの委任状も必要）			
<b>窓口</b>	伊丹警察署 月～金（祝日を除く） 9:00～17:00 Tel 771-0110 Fax 785-0110			

<b>兵庫ゆずりあい駐車場制度</b>	<b>内容</b>	障がい者や難病患者、妊産婦、傷病人などで歩行が困難な方が駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の利用証を交付します。			
	<b>対象</b>	障 害 区 分			
		視覚障害	手帳等級	1～4級	
		聴覚障害		2、3級	
		平衡機能障害		3、5級	
		上肢機能障害		1級、2級	
		下肢機能障害		1～6級	
		体幹機能障害		1、2、3、5級	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害	上肢機能		1、2級
			移動機能		1～6級
		心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害			1、3、4級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能			1～4級
		肝臓機能障害			1～4級
		知的障害			療育手帳 A
		精神障害			精神障害者保健福祉手帳 1級
<b>必要書類</b>	交付対象者であることが確認できる書類（手帳等）				
<b>窓口</b>	障害福祉課（18歳未満の人はこども福祉課）※介護保険被保険者証の介護状態の区分が要介護1～5の人は介護保険課が窓口になります。				